

みなさんのまちづくりを応援します！

《人吉市民まちづくり応援事業》



この「人吉市民まちづくり応援事業」は、市民などで構成する団体が、新規の事業を実施しようとする時の“はじめの一歩”を支援する制度です。

人吉市 市民部 地域コミュニティ課

◆ 目的

市と地域住民が一体となったまちづくりの気運をつくり、元気で活力ある協働のまちづくりを推進するために、市民が主体的に実施する新たな事業の中で特に公益性の高いものについて助成を行います。そのことによって地域住民活動等の自立と育成を図り、それが活力ある地域づくりにつながることを目的としています。

◆ 助成対象団体

人吉市内に活動拠点及び実体を有する団体であって、次の要件をすべて満たす団体です。

- ◎ 2人以上の方で構成され、その構成員の過半数が本市に住所を有する方であること。
- ◎ 宗教上の教養を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
- ◎ 特定の政党若しくは公職選挙法第3条に規定する公職にある方を支持し、又は反対することを目的とする団体でないこと。
- ◎ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくはその統制下にある団体又は同条第6号に規定する暴力団員が構成員に含まれる団体若しくはその暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ◎ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む方が構成員に含まれる団体でないこと。

◆ 助成対象事業

交付決定の通知を受けた日から1年以内に終了する事業で、次の要件をすべて満たす事業です。

- ◎ 団体自らが、企画し、立案し、及び実施する事業で、団体にとって新規の事業（規模拡大を含む。）であること。
- ◎ 市民の福祉向上及び利益の増進に寄与することが明白であること。
- ◎ 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、最終的にその団体の構成員に限定されるものでないこと。
- ◎ 事業の実施計画及び達成しようとする成果が、明確に定められており、その成果が、市の政策方針及び市民のニーズに合致していること。
- ◎ 営利を目的とする事業又は宗教活動等若しくは政治活動等でないこと。
- ◎ 地域において従前から行われている祭り、運動会、交流会、祝賀会等の継続的事业でないこと。
- ◎ 国又は地方公共団体との共催による事業でないこと。
- ◎ 国又は地方公共団体等から、人吉市民まちづくり応援事業条例に基づく補助金以外の給付を受けていないこと。
- ◎ 一切の法令等に違反しない事業であること。

◆ 助成対象事業の名称及び内容

事業の名称		事業効果が及ぶ範囲	事業内容	事業イメージ
地域づくり事業	地域元気づくり事業	市全体	市内全域効果が及ぶ、地域福祉・健康づくりなどの推進、文化・スポーツ等の推進、産業振興など 地域の特性を活かし、市の活性化を図る地域づくりが、市民の幸福向上につながるもの	各分野でのイベント、シンポジウム、講演会、コンサート、研究会等
	地域文化事業	一部の地域 市全体	地域文化向上のための文化的事業及び伝統文化を伝承又は継承するために行われる事業	文化継承のための事業、伝統行事の復活等
協働推進事業	もやい事業	一部の地域	市内の特定地域における環境美化、防犯若しくは防災又は住民の健康増進若しくは共助その他の地域コミュニティの活性及び醸成につながる事業	花いっぱい運動、自主防災活動、世代間交流活動等

◆ 助成の対象になる経費

助成対象事業の実施に直接必要となる経費です。ただし、次に掲げる経費に該当するものを除きます。

- ◎ 団体運営に要する経費
- ◎ 構成員等の飲食、親睦等に要する経費
- ◎ 構成員に対する報酬等に要する経費
- ◎ 記念品、金券等の購入経費
- ◎ 個人の資産形成につながると考えられる備品の購入経費又は施設若しくは設備の整備、改修等に要する経費
- ◎ 不動産の取得等に要する経費

◆ 助成金の額

助成対象事業に寄附金がある場合においては助成対象経費から当該寄附金を除いた額のうち、下表の助成金の額を限度として、予算の範囲内において助成金を交付します。

事業の名称		助成金の額
地域づくり事業	地域元気づくり事業	助成対象経費の2/3以内 ※ 限度額：200万円
	地域文化事業	
協働推進事業	もやい事業	助成対象経費の4/5以内 ※ 限度額：10万円

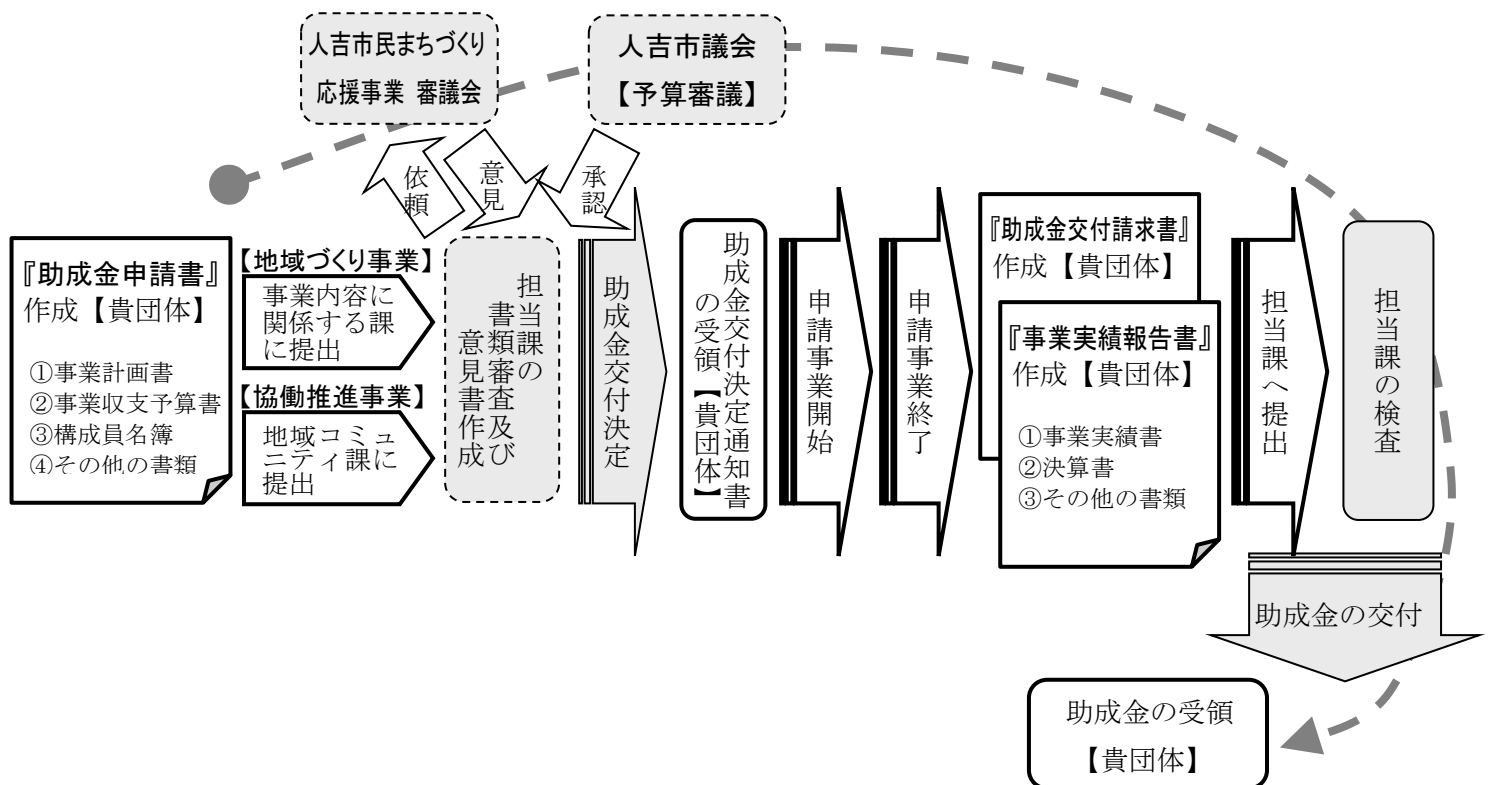
◆ 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、所定の「助成申請書」に、①事業計画書、②事業収支予算書、③申請団体等の構成員名簿、④その他の書類を添えて、市に提出してください。

◆ 助成金申請受付期間

随時受け付けます。ただし、地域づくり事業はその事業を行う概ね6ヶ月以上前に、協働推進事業は、その事業を行う概ね3ヶ月以上前に申請してください。

◆ 助成金の申請から交付までの流れ



◆ 注意事項！！

- △ この助成は、“はじめての一步”を支援するためのものです。同一団体で同一事業への助成は1回限りになります。
- △ 助成申請しようとする事業が開始又は終了している場合は、助成申請はできません。
- △ 助成対象事業の開始は、「助成金交付決定通知」後になります。
- △ 助成対象事業は、1年以内にその事業を終了する必要があります。
- △ 助成金は、事業が終了し、事業実績報告書が提出されてから交付します。
- △ 助成金の交付を受けた場合、団体名及び事業内容等を、公表します。

◆ 問い合わせ先

人吉市役所 地域コミュニティ課 自治支援係
TEL 22-2111 内線1061
メールアドレス chiikicom@hitoyoshi.kumamoto.jp

～ 早めにご相談ください。～